

令和2年5月15日

保護者の皆様

美馬市教育委員会

緊急事態宣言の解除を踏まえた5月18日以降の対応について（お知らせ）

保護者の皆様には、これまで、感染防止に向けて、適切に対応いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、5月14日に、首相により政府の全都道府県を対象とした「緊急事態宣言」から徳島県が除外されました。これを受けて、美馬市教育委員会としては、次のとおり対応します。

○美馬市内小中学校の臨時休業を5月17日（日）で終了し、5月18日（月）から5月22日（金）までを再開スタート期間とします。

○小学校は、5月18日（月）、19日（火）を学年別等による分散登校とし、5月20日（水）から5月22日（金）は午前中授業とします。

○中学校は、5月18日（月）から22日（金）は午前中授業とします。また、部活動等は、5月18日（月）以降、感染症対策を徹底した上で、短時間での練習からスタートする等、過度の負担とならない範囲で学校の実情に合わせて、練習を実施してもよいこととします。

○小中学校とも、5月25日（月）から通常の教育活動を実施します。
（給食があります）

※学校再開後も、気を緩めることなく、3密をつくらない等の感染症対策の実施を継続します。（学校内では、原則としてマスクを着用しますので、御家庭においてマスクの準備をお願いします。）

☆登校前に、毎朝、検温と風邪症状の確認をお願いします。

☆発熱、咳、喉の痛み等の風邪の症状が見られる場合は、自宅で休養していただくことになります。風邪の症状が見られる場合は、まずは学校に御連絡・相談ください。なお風邪の症状により登校しなかった場合でも、学校を「欠席」したという扱いにはなりません。

☆登校に不安がある場合は、学校に御相談ください。

御家庭においても学校再開にあたり、気を緩めることなく感染症予防に向けた対策の継続をお願いします。

- (1) 朝・夕の検温等の健康観察や咳エチケット・こまめな手洗いなど、基本的な感染症対策をしてください。
- (2) 風邪症状がある場合は外出を控え、やむを得ず外出する場合には、マスクの着用をお願いします。
- (3) 人の密集する場所・換気の悪い場所への外出は控えてください。特に、県境をまたぐ移動は、やむを得ない場合を除き、自粛をお願いします。
- (4) お子様のことで心配なことがありましたら、遠慮なく学校に御相談ください。
- (5) 医療従事者や外国人、感染者や濃厚接触者とその家族の方等に対する差別や偏見につながるような発言や行為は、決して許されることではありません。保護者の皆様におかれましては、家族で正しい情報を共有し、大切なお子様が誰かを傷つけるような言動をしないよう、御指導をお願いします。

「学校でクラスター感染を発生させない」という方針のもとに、各校とも学校医や学校薬剤師の方々の指導を受けながら、できる限り万全の対策を施して、学校を再開をします。保護者の皆様には、御理解・御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。